

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則及び京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第85号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則及び京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則及び京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(条例第5条第1項各号列記以外の部分に規定する別に定めるもの)

第9条 条例第5条第1項各号列記以外の部分に規定する別に定めるものは、京都市学童う歯対策事業に係る医療の給付とする。

第5号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

(京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「第4条第1項ただし書」を「第4条第1項各号列記以外の部分」に改め、同条各号列記以外の部分中「第4条第1項ただし書」を「第4条第1項各号列記以外の部分」に、「次の各号に掲げるもの」を「京都市学童う歯対策事業に係る医療の給付」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)